

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	ひとり親家庭医療費助成金の返還
根拠法令等及び条項	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第7条
根拠条項	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第7条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
【 基 準 】	
1 対象となる者	偽りその他不正な行為により、一部負担金等の支払額に相当する額の助成を受けた者
2 処分内容	助成した金額の全部又は一部の返還
処分基準	